

# 石綿労災裁判で専門家証言

## 愛媛●被災をなくす松山集会も開催

3月20日、「アスベスト被災をなくす松山集会」が、愛媛県勤労会館に約100名を集めて開催された。

主催者を代表して、川上英奇・愛媛労働災害職業病対策会議代表、古谷杉郎・全国安全センター事務局長のあいさつの後、石綿対策全校連絡会議を代表して全建総連中央本部労対部長の老田靖雄氏、じん肺・アスベスト被災者救済基金(横須賀)事務局長の林充孝氏が連帯のあいさつを行った。

続いて、1993年に提訴された四国電力西条火力発電所アスベスト労災裁判の弁護団の藤田育子、森田明弁護士の報告と、原告(死亡した元労働者の妻)の息子さんがあいさつをした後、集会のメインのニューヨーク・マウントサイナイ医科大学の鈴木康之亮教授の記念講演が行われ、参加者全員が耳を傾けた。

前日19日に松山地裁で、同裁判の公判があり、原告側証人として鈴木教授の証人調べが行われている。この集会は、裁判に対する支援の輪を広げるとともに、このために来日された鈴木教授の記念講演を受けて、日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けた理解と取り組みを促進

しようという目的で開催されたものである。

愛媛県にある西条火力発電所に約40年間勤務したAさんは、1984年に国立愛媛療養所で死亡、死因は「悪性中皮腫」とされた。主治医は「アスベストが原因」と言ったが、なぜか「今の日本では労災とは認められない」というような話を聞かされていた。主治医の勧めで愛媛大学で解剖したところ、病理医は中皮腫を否定して「肺がん」と診断した。

1991年に初めて全国で行った「アスベスト・職業がん110番」で愛媛労働対に相談があった第1号がAさんの家族から。しかし、すでに労災保険請求の時効は成立してしまっていた。

1993年に松山地裁に会社を相手取った損害賠償裁判を提起したが、会社側が全面的に争う姿勢の中で、アスベスト曝露の実態、死亡原因および両者の関係等、困難な立証を強いられてきた。1995年に裁判所が富山医科大学の北川正信教授に鑑定を依頼。一方で、原告側が独自にニューヨークの鈴木教授に依頼した鑑定の結果も1998年6月に提出された。

北川教授の「悪性中皮腫ではなく肺がん(大細胞がん)」という

意見に対して鈴木教授は「悪性中皮腫」と判断。「アスベスト曝露は職業曝露の下限(高度だが低い方)」(北川)に対しては、それを大きく上回る数のアスベスト小体を確認(鈴木)。検出されたアスベストの種類でも、あまり工業的に使用されていない「トレモライトが大部分」(北川)に対して、「ほとんどがクリソタイル」(鈴木)等々、両者の鑑定結果には異なる点がある。(しかし、北川鑑定意見でも、「石綿曝露との関連は否定できない」、「喫煙とは関係は低い」とされている。)

証言の中で鈴木教授は、アスベスト疾患の難しい病理診断の仕組みを、わかりやすく、しかも世界の最先端トップレベルの科学的厳密さをそこなわずに解説しながら、両者の意見の相違の原因、鈴木鑑定の科学的妥当性を解きほぐしていった。アメリカの陪審制のもとで鍛えられた鈴木教授の証言は、まさに科学専門家の証言はかくあるべしというお手本のようなものだった。(しかも、アスベスト疾患の病理診断の手引きとも言える内容なので、あらためて紹介したいと考えている。)

反対尋問では、「原告側弁護士から事前に聞かされていた伝聞情報(大量の石綿曝露という)をもとにした予断ではないか」、「アメリカでの数多くの証人経験というが原告側だけの偏った立場ではないか」といった印象を与えようとする質問がなされたが、結果はかえって証人の科学専門性を際立たせた。最後に「なぜ日本でアスベスト裁判が少ないと思うか」



3.20 アスベスト被災をなくす松山集会で講演する鈴木康之亮教授

と聞いて、鈴木教授に、今後の日本での被害の増大に対する警鐘をならす機会を与えることになった。結局、反対尋問は30分かそこで早々に切り上げられ、急遽、被告側はやはり北川鑑定人

の証人調べを行いたいと申し出た。

現在のところ日本で唯一の、そして発電所では初めてのアスベスト裁判に今後も目が離せそうにない。



## 先物取引営業マンの脳疾患 長崎●審査請求で逆転労災認定

先物取引の会社の労働者Hさん(当時24歳)がクモ膜下出血で倒れた労災審査請求事件で、長崎労災保険審査官が1999年1月23日に原処分を取り消し、業務上災害と認定する裁決を行った。

Hさんは、国際トレーディング株式会社の営業マンとして、長崎市を拠点にした県下で激しい顧

客獲得競争のなかで、1996年4月1日、県北地区での営業活動のあと、深夜帰宅直後にクモ膜下出血で倒れて再起不能となった。

被災者の家族が業務上災害として労災補償を請求したが、長崎労働基準監督署長が「業務外」として却下したため、原処分の取り消しを求めて審査請求を行っ

ていた。

先物取引は時々刻々と変動する国際相場、国内相場を基に顧客を獲得するものであり、とくに海外相場の変動は時差の関係で事業活動は早朝・深夜にわたる。被災者は、このような長時間、不規則労働のなかで倒れたのだった。

この事件でも原処分庁・審査官は、処分理由、被災者に関する調査資料等一切の開示・説明さえも拒否した。

一方、会社は、被災者の労働実態に関する資料の開示を拒み、さらに、被災者のアパートの私物まで勝手に処分するなど悪質な労災隠しを行った。

そのため、長崎労働衛生コンサルタント事務所、労働者法律ネットワーク、過労死弁護団、労健懇、労働組合で「支援する会」を作り、被災者の顧客捜し、医証、証言の掘り起こし、労働基準局、審査官交渉などの運動を進めた。

このようななかで、審査官はついに、被災者の過重労働の実態を認めて「業務上災害」と認定した。

この逆転勝利は、困難な条件の中で息子のために必死で訴え続けたHさんの父親の執念、その親子とはまったく無縁な人々が救済のために奔走した熱意の成果である。

ご協力いただいた皆様、支えてくださった会員の皆様方に心からお礼申し上げます。



労働者法律ネットワーク No.9